

狭山市文化財関係補助金マニュアル

このマニュアルは市の文化財関係補助金のスケジュールや各提出書類の留意点等を記載したマニュアルです。

【目次】

基本的な補助金スケジュール	P 1
補助金の対象事業と経費	P 2
各提出書類について	P 4
Q & A集	P 6

資料 各種様式の記入留意事項

様式のダウンロード

狭山市のホームページ

「文化・スポーツ」→「伝統行事・文化財」→「指定文化財保持者・管理者向け補助金のご案内」

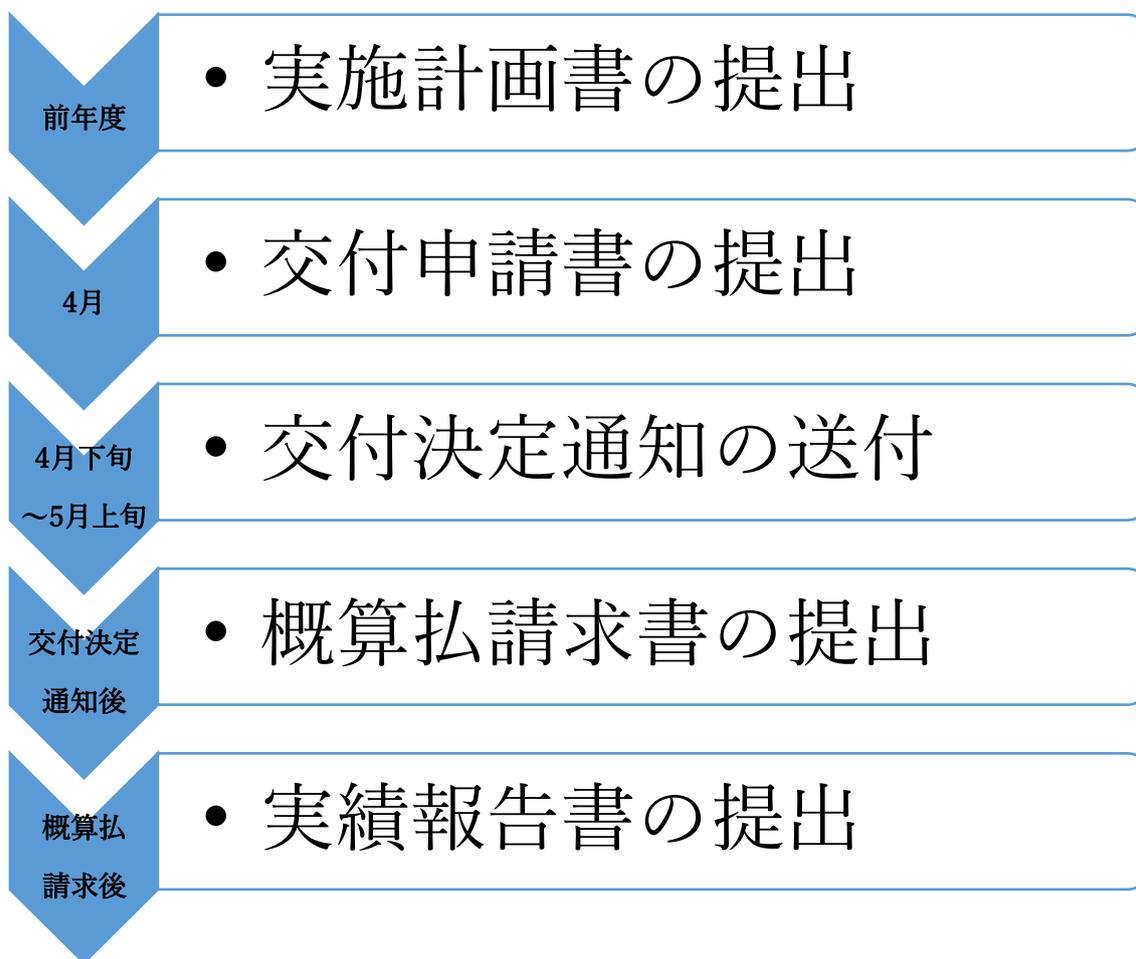
URL

https://www.city.sayama.saitama.jp/manabu/dentou/bunkazai_hojokin.html

作成日：令和5年7月

作成者：狭山市教育委員会 社会教育課 文化財担当

【基本的な補助金スケジュール】



※実施計画書の重要性について

実施計画書の提出がない補助事業に関しては、予算の確保が難しいため、急遽補助金を申請したいとなっても交付できない可能性が高くなります。

※県費補助金で既に交付申請等を提出している場合でもお手数ですが、市の補助金の交付を受けたい意向を示す関係上、各種手続きを行ってください。

※補助事業は補助金額を問わず翌年の財政援助団体等監査の対象になることがあります。対象になった場合、帳簿等を監査委員会に持参し補助金が適正に使用されているかを確認しますので、帳簿の適切な整理保管をお願いします。

【補助金の対象事業と経費】

(補助対象事業)

- 1 市指定文化財の所有者又は保持者もしくは保持団体が行う管理、修理、復旧、保存事業
- 2 無形文化財又は無形民俗文化財の保持者もしくは保持団体が行う伝承者（後継者）養成事業

※1、2ともに補助金を申請予定の場合は、事業ごとに実施計画書等を提出してください。

(補助割合)

補助対象		補助率
種別	事業	
有形文化財	管理工事	保存事業費の 2/3 以内
	修理工事	保存事業費の 1/2 以内
	その他保存事業	保存事業費の 1/2 以内
無形文化財	記録保存	保存事業費の 2/3 以内
	伝承者（後継者）養成	保存事業費の 1/2 以内
	その他保存事業	保存事業費の 1/2 以内
民俗文化財	有形文化財、無形文化財に準ずる	
記念物	管理工事	保存事業費の 2/3 以内
	土地買収	保存事業費の 1/2 以内
	その他保存事業	保存事業費の 1/2 以内

※その他保存事業の対象範囲

補助の対象	補助率等
①上演・実演に必要な不可欠な衣装 獅子頭面・楽器の修復、新調	保存事業費の 1/2 以内
②民俗行事（祭）を行う上で、必 要不可欠な用具の修復・新調	保存事業費の 1/2 以内
③上演・実演に付随する用具類・提灯 山車幕の修復、新調	保存事業費の 1/2 以内
④山車・屋台・収納庫・祭を行う建物 等の修復及び新調事業	交付の対象外とする

(補助経費)

<補助対象と認められる代表例>

○需用費	民俗芸能を公開する際に使用する消耗品費
	伝承者（後継者）養成のための練習に使用する消耗品費
	用具の修繕料
○委託料	民俗芸能の公開や伝承者（後継者）養成の際の記録保存のための撮影委託料
	指定文化財の調査、設計委託料
	指定文化財の修繕・修復委託料
○使用料及び賃借料	公開場所や練習場所の会場使用料

<補助対象と認められない代表例>

○需用費	公開時や練習時等の飲食代
	総会の資料作成の際の消耗品費
○手数料	委託契約等の印紙代
	お祭りなどに支払う花代
○委託料	お祭りなどの運営委託料（運営や警備など）
○使用料及び賃借料	用具の保管場所としての貸倉庫代

※上記のものは代表的な例です。補助対象となるか判断が難しいものは、事前に社会教育課文化財担当にお問い合わせください。

【各提出書類について】

(補助金計画書)

提出目安：前年度

- 必要書類：①様式第 11 号の事業計画書 (管理・修理・復旧・保存事業の場合)
②様式第 1(2)号(第 4 条関係)の事業計画書 (伝承者(後継者)養成事業の場合)
③様式第 1(3)号の収支予算書
④支出金額の根拠となる資料
⑤補助事業対象文化財の活動写真、補助事業対象文化財の現状写真

注意事項：①②は事業内容によりどちらかを提出してください。無形民俗文化財の場合では、①②を同一年度に提出することは可能です。その場合は事業ごとに書類を作成してください。

④支出金額の根拠となる資料は、見積書の写しや前年度の契約書・請求書、支出明細の写しなどを添付してください。

④伝承者(後継者)養成事業の支出根拠は可能でしたら見積書等を添付してください。困難な場合は、支出項目ごとに明細を作成して添付してください。

※ただし交付申請書を提出する際には見積書等が必要になりますので事前にご準備ください。

(補助金交付申請書)

提出目安：4月上旬

- 必要書類：①様式第 1(1)号の市費補助金交付申請書
②様式第 1(2)号の事業計画書
③様式第 1(3)号の収支予算書
④支出金額の根拠となる資料
⑤補助事業対象文化財の活動写真、補助事業対象文化財の現状写真など
⑥その他必要な書類

注意事項：①申請書に押印の必要はありません。

③支出金額の根拠となる資料として、見積書の写しや前年度の契約書・請求書の写しなどを添付してください。

③支出金額に税込 5 万円以上の支出を行う予定の場合は、2 社以上の見積りを取っていただくこととなりますのでご注意ください。なお、この 5 万円以上は一つの物品を複数個購入した合計金額を超えた場合も適用されます。(例：500 円の手ぬぐいを 100 枚購入した場合でも適用されます。)

⑥その他必要な書類として、伝承者(後継者)養成事業の場合は保存団体の名簿、指定文化財の修繕なら工程表を添付してください。

(補助金概算払請求書)

提出目安：交付決定日以降

必要書類：①請求書（市既定の様式）

②口座情報が分かる書類の写し

注意事項：①請求の際は請求者が補助金申請者と同じになるようにしてください。また、口座情報の記入漏れが無いようにしてください。

②口座情報が分かる書類の写しは通帳のコピー等で構いません。

(補助金実績報告書)

提出目安：補助事業完了から1か月以内

必要書類：①様式第3(1)号の市費補助金実績報告書

②様式第3(2)号の補助事業等成果報告書及び収支決算書

③補助対象経費の領収書や契約書等の写し

④補助事業実施状況写真

⑤交付決定通知書の写し

⑥その他必要な書類

注意事項：①実績報告書に押印の必要はありません。

③の領収書や契約書の日付は当該年度内にしてください。

(例：令和5年度の補助金の場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間の日付になるようにしてください。)

Q&A集

- Q 1 前年度に実施計画を提出したが、様々な要因により今年度補助金の交付申請を断念することは可能か。
- A 1 可能です。ただし、修理等の計画を翌年度に延長したことにより、翌年度同額の補助金予算が確保できるかは不透明ですのでご理解ください。
- Q 2 年度途中で会長が交代し、申請時と実績報告時で申請者が変わる場合は何か手続きが必要か。
- A 2 補助金に関しては必要ありません。申請時、実績時の時点会長名で申請してください。ただし、年度途中の会長交代は社会教育課まで報告してください。
- Q 3 申請した時の支出内容が大幅に変わる場合は、何か手続きは必要か。
- A 3 補助事業内容が変わる場合は、事前に社会教育課までご相談ください。
- Q 4 申請の時点で、前年度の実施計画の額より増額または減額して申請することは可能か。
- A 4 可能です。減額は特に問題ありませんが、増額の場合、予算の範囲内での交付となるため、全額交付ができない可能性が高いことをご留意ください。
- Q 5 補助経費として記録保存用のカメラや録音機を買うことは可能か。
- A 5 可能です。ただし、5万円を超える場合は必ず2社の見積りを取り比較してから購入して下さい。
- Q 6 支出金額に税込5万円以上の支出を行う場合、どうしても2社から見積りを取らなければならないのか。
- A 6 基本的には2社から見積りを取ってください。ただし、特殊な機材や技術が必要なものについては、理由を添付して妥当性があれば1社でも可能となる場合があります。事前に社会教育課にご相談ください。

※市に提出した日を記入してください。

狭山市指定文化財補助事業計画書

年 月 日

(宛先) 狭山市教育委員会

所有者

住所

氏名

狭山市文化財保護条例及び同施行規則の規定により補助金交付を受けたいので、あらかじめ下記のとおり補助事業計画の概要について関係書類を添えて提出します。

記

1 狭山市指定文化財の名称及び指定番号

※本マニュアルの巻末にある指定文化財一覧を参考にしてください。

2 当該文化財の略歴

3 現在の状態

補助申請を受けたいモノの状態を記入してください。
例) 仏像の修復→一部破損など

4 補助事業計画の概要

別紙参照にして任意様式でもかまいません。また、交付申請書の様式第1(2)号(第4条関係)の事業計画書を利用してもかまいません。

5 実施予定期間

6 補助金申請の理由と予定額

7 添付書類

事業に要する経費の予算書(見積書)

事業の内容を示す設計書・仕様書

文化財の現状を示す写真

関係者の承諾書

※市に提出した日を記入してください。

年度 補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 狭山市長

申請者

住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

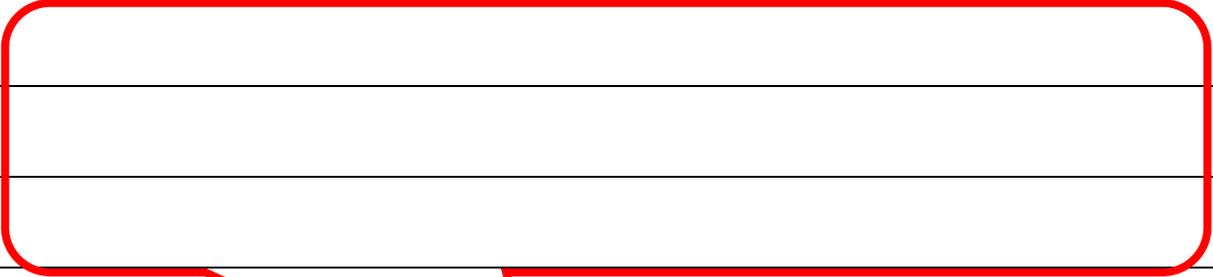
狭山市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により補助金等の交付を申請します。

補助事業等の名称	
補助事業等の目的及び内容	
補助事業等の経費の配分、経費の使用 方法	別添収支予算書のとおり
補助事業等の完了予定期日	年 月 日
補助事業等の遂行に関する計画	別添事業計画書のとおり
交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎	金 円 ※補助事業の開始日を記入してください。 基本的には「事業開始 ○年4月1日」
その他の事項	
備考	

事業計画書

申請者

氏名(名称)

補助事業等の名称				
申請者の営む主な事業				
補助事業等の計画の概要				
			<p>※修繕等は修繕内容や修繕のタイムスケジュールを記入してください。</p> <p>※民俗芸能後継者養成や公開などは育成・公開計画の内容や公開予定のスケジュールを記入してください</p>	
	補助事業等の効果			
	その他の事項			
備考				

収 支 予 算 書

申請者

氏名(名称)

補助事業等の名称			
収	項 目	金 額	説 明
			円
		円	
入			※本補助金の事業に関する収入のみを記入してください。 団体の全収入を記入する必要はありません。 例) 市補助金 30,000円 事業者負担金 30,000円
	合 計		
支		円	
		円	
出			※本補助金の事業に関する支出のみを記入してください。 団体の全支出を記入する必要はありません。 例) 消耗品費 10,000円 修繕費 50,000円 ※支出の額の根拠となる資料を添付してください。 例) 見積書、前年度の支出明細 ※1件5万円以上の支出がある場合は2社以上の見積書を添付してください。
	合 計		
補助金等以外の収入の負担者、負担額及び負担方法			
主なる資産及び負債に関する事項		1 損益計算書 2 貸借対照表 3 財産目録 4 借入金明細書 5 その他	
その他の事項			
備 考		団体で上記の書類を作成している場合は添付してください。 作成していない場合は不要です。	

※市に提出した日を記入してください。

年度 補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先) 狭山市長

補助事業者等
住所(所在地)
氏名(名称)
代表者

交付決定通知の日付と番号を記入してください。

年 月 日付 第 号で補助金等の交付決定を受けた事業の実績を次のとおり報告します。

補助金等の 交付決定通知額	円
補助金等の 既交付額	円
<p>年 月 日交付 円</p> <p>年 月 日交付 円</p> <p>年 月 日交付 円</p>	
<p>基本的には「着手 ○年4月1日」完了「○年3月31日」</p>	
補助事業等の経過	<p>着手 年 月 日</p> <p>完了 年 月 日</p>
添付書類	<p>1 補助事業等成果報告書及び収支決算書</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>
<p>写真や見積り、名簿などを添付する際は記入してください。</p>	

補助金の交付(市から団体への支払い)が行われた日を記入してください。

補助事業等成果報告書及び収支決算書

氏名(名称)

補助事業等の名称				
補助事業等の成果				
	補助金を受けたことによる成果を具体的に記入してください。 例) ・補助を受けたことにより、後継者養成に必要な消耗品等を購入でき、年〇回の練習を行うことが出来た。 ・補助を受けたことにより〇〇の修繕を行うことが出来、文化財を後世に残すことが可能になった。 ・補助を受けたことにより、〇〇にて民俗芸能を公開することが出来、広く市民にアピールすることが出来た。			
	収入		支出	
	項目及び内容	金額	項目及び内容	金額
		円		円
		円		円
本補助金の事業に関する収入のみを記入してください。 団体の全収入を記入する必要はありません。		本補助金の事業に関する支出のみを記入してください。 団体の全支出を記入する必要はありません。 項目の明細を作成してください。明細と添付書類の領収書等が突合できるようにしてください。		
	円		円	
	円		円	
合計	円	合計	円	

狭山市指定文化財一覧

指定番号	名称	略歴
1	八幡神社鹿子舞	開始年：記録には江戸時代の正徳三年（1713）にあり、伝承では貞享年間より行われていたと言われている。 指定日：昭和46年4月1日 直近の補助事業：平成20年度に太鼓の皮張替え修繕、平成21年度に衣装の新調、例年後継者養成事業を実施。
2	八幡神社本殿	製作年：享和2年（1802）に建立 製作者：不明 指定日：昭和48年3月1日 直近の補助事業：平成20年度に樹木の伐採、平成23年度に本殿の修繕を実施。
3	天岑寺惣門	製作年：不明だが、寛永初期にはすでに建立されていたと推定される。 製作者：不明 指定日：昭和48年3月1日 直近の補助事業：平成11年度に門全体の修繕を実施。
4	広福寺山門	製作年：文化元年（1804）10月29日に棟上祝儀を行ったと記録があるため、翌年には完成したと考えられる。 指定日：昭和48年（1973）3月1日 直近の補助事業：平成15年度に内階段及び床修復事業、平成19年度に土台周りの修繕を実施。
5	天岑寺月待供養の碑	製作年：文明14年（1482）8月23日 製作者：不明 指定日：昭和48年（1973）3月1日
6	城山砦跡	製作年：天文年間（1532～1555） 製作者：山内上杉家カ 指定日：昭和48年（1973）3月1日
7	清水濱臣の墓	没年：文政7年（1824）と墓石に刻まれている。 指定日：昭和48年（1973）3月1日
8	羽黒神社菩提樹	樹齢：推定550年 指定日：昭和48年（1973）3月1日 備考：平成22・23年度に樹勢回復を実施。
9	白髭神社韋駄天の額	製作年：寛永から元禄年間（1624～1704）にかけて製作されたものと考えられる。 製作者：勝田竹翁 指定日：昭和50年3月1日
10	ねずみの図	製作年：明治初期と考えられる。 製作者：河鍋曉斎 指定日：昭和50年3月1日
11	生越道々標	製作年：寛政2年（1790） 製作者：下奥富村の人 指定日：昭和50年（1975）3月1日
12	欠番	
13	仙人の図	製作年：江戸末期 製作者：柴田是真 指定日：昭和51年4月1日
14	慈眼寺阿弥陀如来像	製作年：鎌倉時代と考えられる。 製作者：不明 指定日：昭和51年4月1日 直近の補助事業：指定時点では両手等に破損があったが、平成10年度に修復を実施。
15	欠番	
16	梅宮神社鱧口	製作年：応永33年（1426）5月3日 製作者：不明 指定日：昭和51年（1976）4月1日 備考：元は梅宮神社の別当寺である梅宮寺が所持していたが廃仏毀釈により梅宮寺が廃寺になり、鱧口は梅宮神社に移管された。

指定番号	名称	略歴
17	広瀬村境界絵図面 及び分見野帳	製作年：元禄3年（1690）と弘化4年（1847） 製作者：広瀬村・入間川村 指定日：昭和51年（1976）4月1日
18	今宿遺跡	製作年：奈良・平安時代 指定日：昭和51年（1976年）4月1日
19	影隠地蔵	製作年：明治7年（1874） 製作者：不明 指定日：昭和52年（1977）9月1日
20	清水八幡	製作年：昭和34年（1959） 製作者：不明 指定日：昭和52年（1977）9月1日 直近の補助事業：令和2年度に下部及び入口階段修繕、令和4年度に樹木剪定を実施。
21	笹井豊年足踊り	開始年：幕末から明治初期 製作者：桜井藤太郎 指定日：昭和52年（1977）9月1日 直近の補助事業：平成31年度に提灯新調、平成23年度に小道具等補修及び新調を実施。
22	入曾囃子	開始年：文政年間（1818年から1830年） 指定日：昭和52年9月1日 直近の補助事業：平成16年度に小道具新調を実施。
23	広瀬囃子	開始年：文久年間（1860年から1864年） 指定日：昭和52年9月1日 直近の補助事業：平成26年度に教材作成、令和2年度に木彫り面修理を実施。
24	梅宮神社懸額 桃園三傑図	製作年：江戸時代後期 製作者：雪山堤等琳 指定日：昭和52年9月1日
25	梅宮神社神号	製作年：晩年の作（没年は文政9年・1826） 製作者：亀田鵬斎 指定日：昭和52年9月1日
26	清水宗徳之墓	没年：明治42年8月18日 指定日：昭和55年6月2日
27	隨身門及び二神像	製作年：万延元年（1860）に両神像の塗り替えをしたとの記録が残っているため、江戸時代後期には創建されていたと考えられる。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日 備考：平成22年度に各部位の劣化状況調査を行い、令和3年度に隨身門の屋根の修繕、令和4・5年度に二神像の修繕を実施。
28	絹本着色釈迦涅槃図	製作日：不明だが、元禄元年（1688）に旗本小笠原家が徳林寺へ寄進。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
29	絹本着色釈迦八相図	製作日：不明だが、豪商綿貫家が延享2年（1745）に奉納。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
30	紙本着色両界曼荼羅	製作日：室町時代の作と考えられる。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
31	紙本地蔵十王図 付他二幅	製作日：不明 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
32	木造聖観世音菩薩坐像	製作日：18世紀後半から19世紀前半と考えられる。 製作者：川越彫仏師大覚 指定日：昭和61年11月1日
33	木造地蔵菩薩立像	製作日：室町時代以前と考えられる。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日 備考：金剛院所蔵の古文書によると、元亀4年（1573）に仏師玉運に依頼して修理したとある。

指定番号	名称	略歴
34	銅像聖観世音菩薩立像	製作日：元龜3年（1572） 製作者：地元鑄物師の神田氏 指定日：昭和61年11月1日
35	木造不動明王及び 二童子立像	製作日：江戸時代初期と考えられる。 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日 直近の補助事業：平成31年度に木造不動明王の修復を実施。
36	木造千手観世音菩薩坐 像	製作日：不明 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日 直近の補助事業：平成12年度に修復を実施。 備考：伝承によると、鎌倉の東慶寺から野島某という武士が持ち帰ったといわれている。
37	木造宝冠釈迦如来坐像	制作日：宝暦12年（1762）4月8日 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
38	御正体（懸仏）	製作日：天正18年（1590）12月銘のもの2面、同19年4月銘と9月銘のもの各1面、慶長16年（1611）2月銘のもの1面 製作者：地元の鑄物師神田氏 指定日：昭和61年11月1日
39	大水作鎗	製作年：応永7年（1400）前後から応永32年（1425）ごろの間 製作者：増田大水正金 指定日：昭和61年11月1日
40	神輿	奉納年：元治元年（1864） 製作者：横田長太夫 指定日：昭和61年11月1日 直近の補助事業：平成12年度に修復を実施。
41	絵馬「子返しの図」	製作年：江戸時代末期 製作者：不明 指定日：昭和61年11月1日
42	広瀬 浅間神社の火まつり	開始年：明治初期 指定日：平成9年（1997年）6月2日 直近の補助事業：平成22・25年度に提灯張替を実施。
43	お諏訪さまの なすとっかえ	開始年：不明 指定日：平成9年6月2日
44	西方囃子	開始年：江戸時代 指定日：平成15年11月4日 直近の補助事業：平成18年度に衣装・道具新調を実施。
45	柏原祇園囃子	開始年：不明 指定日：平成15年11月4日 直近の補助事業：平成21年度に太鼓の皮張替え修繕、平成31年度に法被新調を実施。
46	上赤坂獅子舞	開始年：不明 指定日：平成17年12月1日 直近の補助事業：平成19年度に獅子頭等の修復及び新調を実施。
47	旗本小笠原家墓所	製作年：文禄3（1594）年 指定日：平成18年12月1日
48	絵馬「陰陽和合図」	製作年：江戸時代末期 製作者：不明 指定日：平成25年2月1日
49	下水野の地藏尊	造立日：貞享2年（1685）10月13日 指定日：平成25年2月1日
50	木造薬師三尊像並びに 十二神将像	製作日：薬師如来坐像は応永6年（1399）。十二神将像は、鎌倉時代後半から南北朝・室町時代のものと考えられ、日光・月光両菩薩像は、江戸時代前期と考えられています。 製作者：薬師如来坐像は常仁。十二神将像以下は不明。 指定日：平成29年2月1日

指定番号	名称	略歴
5 1	堀兼神社（富士浅間社） 本殿厨子 附 棟札一 枚	製作年：延宝6年（1678） 製作者：不明 指定日：平成29年2月1日
5 2	注口付き壺型土器	製作年：縄文時代中期 指定日：令和元年7月1日

県指定文化財

番号	名称	略歴
1	七曲井	製作年：9世紀後半から10世紀前半と推定 指定日：昭和24年2月22日
2	さはりの壺	製作日：不明 指定日：昭和29年10月23日
3	篠井家文書	製作年：戦国時代から江戸時代 指定日：昭和34年3月20日
4	堀兼之井	製作年：9世紀後半から10世紀前半と推定 指定日：昭和36年9月1日
5	入曾の獅子舞	開始年：宝暦8年（1758）以前。同年の入曾の獅子舞を描いた奉納絵馬がある。 指定日：昭和54年3月27日 直近の補助事業：例年後継者養成事業を実施。
6	梅宮神社の甘酒祭り	開始年：慶安4年（1651） 指定日：平成4年3月11日 直近の補助事業：平成5年に羽織・袴新調、例年後継者養成事業を実施。
7	広瀬神社大ケヤキ	樹 齢：推定800年 指定日：平成10年3月17日 直近の補助事業：平成27年度から樹勢回復等を実施。
8	笹井産出アケボノゾウ 骨格化石	化石の年代：約170万年前 指定日：平成15年3月18日